

推進分野－２：

健全な議会制民主主義と政策実現に向けた政治活動の推進

健全な議会制民主主義と働く者・生活者のための政策実現に向け、組合員はもとより未組織労働者を含むすべての働く者のための政治活動を推進する。

1. 政治活動の基本

- (1) 労働組合の基本目的である「雇用と生活の安定」を実現するためには、企業内での取り組みだけでは不十分であり、国・地方の政策・制度の改善・改革を目指した政治活動に取り組むことが不可欠である。一方、労働組合が政治に取り組む上では、組合員をはじめ働く者・生活者一人ひとりが政治に対する意識を高め、政治活動へ自ら参加することが欠かせない。そのために、まずは組合員から連合の政治理念や政策を共有できるよう努力を重ねていく。
- (2) 「働くことを軸とする安心社会 一まもる・つなぐ・創り出す」の実現に向け、目的と政策を共有する政党および政治家との協力関係を重視し、積極的に政治活動を推進する。
- (3) 健全な議会制民主主義が機能する政党政治の確立、働く者・生活者を優先する政治・政策の実現、与野党が互いに政策で切磋琢磨する政治体制の確立に向け、政権交代可能な二大政党的体制をめざすことなど、「連合の政治方針」の「連合の求める政治」を基本に、政治・選挙活動を進める。

2. 政治活動の推進

- (1) 政党との日常的な関係構築に努める。
- (2) 国政および地方選挙の実施を見据えつつ、それぞれについて全力で取り組むべく環境整備に注力する。
- (3) 連合組織内国会議員については、この間、連合と国会をつなぐうえで重要な役割を果たしてきたことから、連合組織内議員懇談会解消後も一層の連携強化を実現すべく取り組む。
- (4) 政治教育用器材の作成・展開を通じ、組合員に政治活動の重要性を訴求することで積極的な政治参加を促すとともに、公職選挙法や政治資金規正法を踏まえた法令遵守の徹底をはかる。あわせて、労働組合の社会的責任として、棄権防止や期日前投票を含めた投票促進運動に積極的に取り組む。

3. 健全な議会制民主主義の実現に向けた政治改革への取り組み

- (1) わが国の民主主義の成熟に向けて、連合フォーラム議員と連携し論議を深めるとともに、公正・公平で国民の立場に立った選挙制度改革、審議の充実や運営の効率化等を実現する国会改革など、真に必要な政治改革を求める。
- (2) 国民の政治への関心と信頼感の向上のため、投票率向上やなり手不足解消に向けた主権者教育充実等の環境整備を求める。

4. 地方政治の活性化

- (1) 住民自らが政治に参画し、そのうえで選ばれ構成された地方議会による民意の実現が不可欠であり、その具現化のためにも積極的に地方政治の活性化に取り組む。

- (2) 地方連合会における「推薦議員懇談会」等の活性化を通じて、国会議員や地方議員との連携を密にするとともに、各首長や各党・各会派との定期協議などを行いながら政策実現をめざす。あわせて、地方議会における二元代表制の機能充実のための環境整備や住民福祉の向上と地方自治体の発展を目的とする「議会基本条例」の制定を求める。
- (3) 「地方における政策実現力の強化策検討のためのPT」の報告書および「組織内議員拡大マニュアル」をもとに、働く者の立場に立つ政治勢力の拡大に取り組む。

【連合岩手の取り組み】

《政治活動の推進》

- ① 連合岩手の政策実現に向け協力関係にある立憲民主党、国民民主党、社会民主党の各県組織や推薦（支持）議員とは、さらに連携を強化し政策実現を図ります。
- ② 政治的無関心の増大、各種選挙での投票率の低下、候補者不足の問題が指摘されており、労働組合としてなぜ政治活動や選挙闘争をたたかうのか組合員の理解を深める取り組みを各構成組織とともに展開します。
- ③ 推薦（支持）議員とは、「政策・制度要求と提言」に関する意見交換、各種キャンペーンの際の街頭演説への協力、自治体要請への参画など、日常活動を連携して行います。
- ④ 達増知事と行っている連合岩手との「懇談会」を定期開催し、連合岩手の課題と各部門別連絡会等の課題について意見交換を行います。
- ⑤ 各地協は、推薦首長・自治体議員との定期協議の場を設定します。

《選挙闘争の推進》

- ⑥ 各種選挙での推薦（支持）候補の決定にあたっては、政治センター代表幹事会、同幹事会での確認を経て、執行委員会で決定します。
- ⑦ 組織外からの推薦要請による推薦（支持）を決定した場合は「政策協定」の締結を条件とします。準組織内の政策協定の締結について、政治センター等で議論をすすめます。
- ⑧ 国政選挙等には、連合岩手「選挙対策委員会」を設置し、各構成組織、地協と一体となった取り組みを展開します。
- ⑨ 各種選挙においては、連合の主張や考えを組合員に理解してもらうため、構成組織を訪問し意見交換するとともに、地協幹事会や地協青年委員会に対するオルグを実施します。
- ⑩ 大型選挙の前には「コンプライアンス学習会」を開催し、法令遵守を徹底します。